

香川県視聴覚ライブラリー・香川県高等学校教育研究会図書館部会の視聴覚教材の利用について

1 貸出対象

香川県視聴覚ライブラリーの視聴覚教材・機材を利用できる方は、県内の社会教育施設・団体、各種教育機関、保育所、官公庁等の方々です。香川県高等学校教育研究会図書館部会の視聴覚教材・機材を利用できる方は、県内の教育目的の施設・団体に限ります。

2 貸出料

貸出料は、無料です。ただし、郵送料等が必要な場合は、利用者の負担となります。

3 貸出期間

貸出期間は、貸出の日から起算して 15 日以内（搬送にかかる日数を含む。）です。

4 貸出数

一度に貸出できる視聴覚教材・機材の数量は、1 団体あたり 5 本以内です。

5 利用申込

（1）電子メールでの申込み

香川県教育センターWeb サイト上に掲載している「視聴覚教材（機材）利用申請書」に必要事項を記入し、電子メール（webmaster@kec.kagawa-edu.jp）で申込みをしてください。

（2）FAX での申込み

「視聴覚教材（機材）利用申請書」に必要事項を記入し、FAX（087-881-3270）で申込みをしてください。

なお、申請様式は、香川県教育センターWeb サイト上に掲載しているものを利用いただくか、電話（087-813-0955）で連絡をいただけたら、FAX いたします。

（3）来館しての申込み

直接、視聴覚教材・機材を確認して借りることもできます。その際は、事前に、電話で連絡の上、来館してください。

6 内容の変更または取り消し

視聴覚教材利用申請書を提出後、内容の変更、または取り消す場合は、速やかに香川県教育センター（087-813-0955）まで電話で連絡をしてください。

7 視聴覚教材・機材の搬送

- (1) 視聴覚教材・機材の貸出及び返却は、窓口での手渡しを原則とします。
- (2) 視聴覚教材のみ郵送等を認める場合もありますが、その送料は利用者の負担となります。
- (3) 県立学校、市町教育委員会、各地域の視聴覚ライブラリーなど、県通送便の利用が可能な所属については、「通送便」で送付します。

8 利用上の注意点

- (1) 視聴覚教材・機材を損傷した場合は、直ちに香川県教育センターまで電話で連絡をしてください。
なお、利用者の責任において、復元または賠償をしていただく場合があります。
- (2) 個人の趣味などでの利用はできません。
- (3) 入場料を徴収するなど営利を目的とする利用はできません。
- (4) 特定の政党または宗教を支持、または反対するための利用はできません。
- (5) 返却日は厳守してください。
- (6) 視聴覚教材・機材は、著作権法により許可なく転貸・複製はできません。

9 貸出時間

ライブラリーにおける教材・機材の貸出を受けることができる時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時及び土曜日の午前9時から午後4時までです。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び教育センター所長が別に定める日は除きます。

【お問い合わせ】

〒761-8031 高松市郷東町 587-1

香川県教育センター

TEL : 087-813-0955

FAX : 087-881-3270